

戦没者等の父母に対する特別給付金について現在受付を行っているもの

令和4年4月1日

特別給付金の種別	請求期間	備考 ※1
第26回特別給付金と号 (額面100万円、5年償還の記名国債)	令和元年10月1日から 令和4年9月30日まで	第24回特別給付金と号の継続
第24回特別給付金る号 (額面100万円、5年償還の記名国債)	令和元年10月1日から 令和4年9月30日まで	第21回特別給付金る号の継続
第26回特別給付金ち号 (額面100万円、5年償還の記名国債)	令和2年8月1日から 令和5年7月31日まで	第24回特別給付金ち号の継続
第24回特別給付金わ号 (額面100万円、5年償還の記名国債)	令和2年10月1日から 令和5年9月30日まで	第21回特別給付金わ号の継続
第24回特別給付金を号 (額面100万円、5年償還の記名国債)	令和2年12月1日から 令和5年11月30日まで	第21回特別給付金を号の継続
第26回特別給付金り号 (額面100万円、5年償還の記名国債)	令和4年10月1日から 令和7年9月30日まで	第24回特別給付金り号の継続
第24回特別給付金か号 (額面100万円、5年償還の記名国債)	令和4年10月1日から 令和7年9月30日まで	第21回特別給付金か号の継続

※1 継続分については、この国債を時効により受給できなかった方も対象となります